

海上保安庁法の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、船舶の乗組員等が、海上保安官の立入検査等のための船舶の進行の停止命令に 응せずな海  
上保安官等の職務に対して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、  
航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他周囲の事情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の  
各号のすべてに該当する事態であると認めるときは、海上保安官等は、当該船舶の進行を停止させるため他  
に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときは、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度に  
おいて、武器を使用することができるとしようとするものである。

- 一 外国船舶と思料される船舶が我が国領海内で無害通航でない航行を現に行っていること。
- 二 当該航行を放置すればこれが将来において繰り返し行われる蓋然性があること。
- 三 我が国領域内における重大凶悪犯罪の準備のためとの疑いを払拭できないこと。
- 四 当該船舶を停船させて立入検査をしなければ将来の重大凶悪犯罪の発生を防止できないこと。

なお、この法律は公布の日から施行する。